



## 農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業

### 募集期間

2020年6月26日から2020年7月9日まで

### 目的

新規就農を目指し、就農に向けて県農業大学校などで研修を受けている方を対象に、資金を支援する「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業」の申請受付を開始します。「農業をやってみよう!」という意欲のある皆さんの積極的なご応募をお待ちしています。

### 支援内容

#### ▼事業の内容

- 1.農業次世代人材投資事業（準備型）にあつては、就農に向けて、県が定めた研修機関等で研修を受ける者に、1人あたり年間最大150万円を、最長2年間交付します。
- 2.就職氷河期世代の新規就農促進事業にあつては、研修期間1年につき1人あたり最大150万円とし、交付対象となる研修期間は最長2年間とします。

## 対象者の詳細

### ▼対象者

申請者は、以下の要件を全て満たす者とする。

#### ◆農業次世代人材投資事業（準備型）

(1) 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 研修計画（公募要領別紙様式第 1 号－①）が次に掲げる基準に適合していること。

ア 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が定めた研修機関等で研修を受けること。

イ 研修期間が概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ 先進農家又は先進農業法人（以下、「先進農家等」という。）及び長野県新規就農里親支援事業（以下、里親事業）で研修を受ける

場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

(ア)

当該先進農家等及び里親事業で研修先となる経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

(イ) 当該先進農家等及び里親事業の研修先と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。

エ 国内での最長 2 年間の研修後に最長 1 年間の海外研修を行う場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

(ア) 就農後 5 年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

(イ) (ア) の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

オ 常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

カ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

キ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあつては、就農に当たっ

て家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にする

こと並びに就農後 5 年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共

同経営者になる場合を含む。）となることを確約すること。

ク 研修終了後に独立・自営就農（実施要綱別記 1 の第 5 の 2 の（1）イに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合

にあつては、就農後 5 年以内に基盤強化法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画又は同法第 14

条の 4 第 1 項に規定する青年

等就農計画の認定を受けること。

ケ 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク（以下「一農ネット」という。）に加入していること。

コ 「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 3030 号就農・女性課長通知）

（以下、「交付対象者の考え方」という）を満たしていること。

サ 研修計画の申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）全体の所

得が 600 万円以下であること。

シ 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまで、又は研修計画の申請前に研修を開始している者は申

請までに傷害保険に加入すること。

#### ◆就職氷河期世代の新規就農促進事業

(1) 申請時の年齢が原則 30 歳以上で、かつ、就農予定時の年齢が、49

歳以下の就職氷河期世代であり、次世代を担う農業者となる

ことについての強い意欲を有していること。

(2) 研修計画（公募要領別紙様式第 1 号－②）が次に掲げる基準に適合していること。

ア 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が定めた研修機関等で研修を受けること。

イ 研修期間が概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

ウ 先進農家等及び里親事業で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

(ア)

当該先進農家等及び里親事業で研修先となる経営主が交付対象者の親族ではないこと。ただし、親族が経営する農業経営体での

研修（以下「親元研修」という。）を希望する場合は、次に掲げる基準を全て満たし、親元研修はやむを得ない状況であること  
を、長野県が関東農政局長との協議の上で認めた場合に限り、親元研修を可能とする。

a ひきこもり地域支援センター若しくは生活困窮者自立支援制度において就労に向けた支援を受けている、又は受けていたこと。

b 面談等の総合的な情報を基に就農に向けた研修に必要な対人関係の形成に不安を抱えている等、親族以外の研修機関等での研修が困

難であると認められること。

ｃ 親族が経営する農業経営体が長野県が定める研修機関等認定基準を満たすこと。  
d 研修計画が適切であり、計画どおり研修を実施する意欲及び能力があること。  
（イ）当該先進農家等及び里親事業の研修先と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。

エ 常勤の雇用契約を締結していないこと。

オ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。  
また、過去に農業次世代人材投資事業（青年  
就農給付金事業含む。）による資金の交付を受けていないこと。

カ 研修終了後に親元就農する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従する  
ことや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後５年以内に当該農業経営を継承する、又は当該農  
業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となることを確約すること。

キ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあつては、就農後５年以内に基盤強化法第 12  
条第 1 項に規定する農業経営改善計画  
又は同法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

ク 原則として農林水産省経営局が運営する一農ネットに加入していること。

ケ 「交付対象者の考え方」を満たしていること。

コ 研修計画の申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）全体の所  
得が 600 万円以下であること。

サ 研修中の事故による怪我等に備えて、交付対象となる研修期間が開始するまで、又は研修計画の申請前に研修を開始している者は申  
請までに傷害保険に加入すること。

## 対象地域



## お問い合わせ

(農業農村支援センター一覧)

- ・佐久農業農村支援センター（小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡）（TEL:0267-63-3147）
- ・上田農業農村支援センター（上田市、東御市、小県郡）（TEL：0268-25-7126）
- ・諏訪農業農村支援センター（岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡）（TEL：0266-57-2913）
- ・上伊那農業農村支援センター（伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡）（TEL：0265-76-6813）
- ・南信州農業農村支援センター（飯田市、下伊那郡）（TEL：0265-53-0413）
- ・木曾農業農村支援センター（木曾郡）（TEL：0264-25-2220）
- ・松本農業農村支援センター（松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡）（TEL：0263-40-1916）
- ・北アルプス農業農村支援センター（大町市、北安曇郡）（TEL：0261-23-6511）
- ・長野農業農村支援センター（長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡）（TEL：026-234-9592）
- ・北信農業農村支援センター（中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡）（TEL：0269-23-0209）

### 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会  
担当：橋本  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客さまの判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客さま情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客さま情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金